

気象庁本庁業務継続計画（概要）

(1/2)

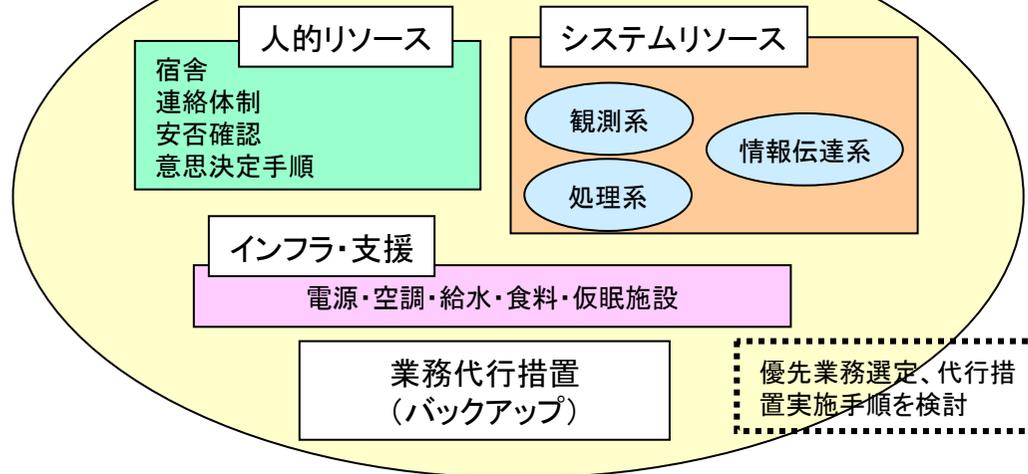
○背景

- ・首都直下地震対策大綱(H17.9中央防災会議決定)・事業継続計画の策定位置づけ
- ・首都直下地震応急対策活動要領(H18.4)・事業継続計画の策定位置づけ
- ・中央省庁業務継続ガイドライン(H19.6内閣府防災担当)
- ・中央省庁業務継続連絡調整会議の設置開催
- ・国土交通省業務継続計画策定(H19.6)、徒歩参集訓練実施(H19.9)

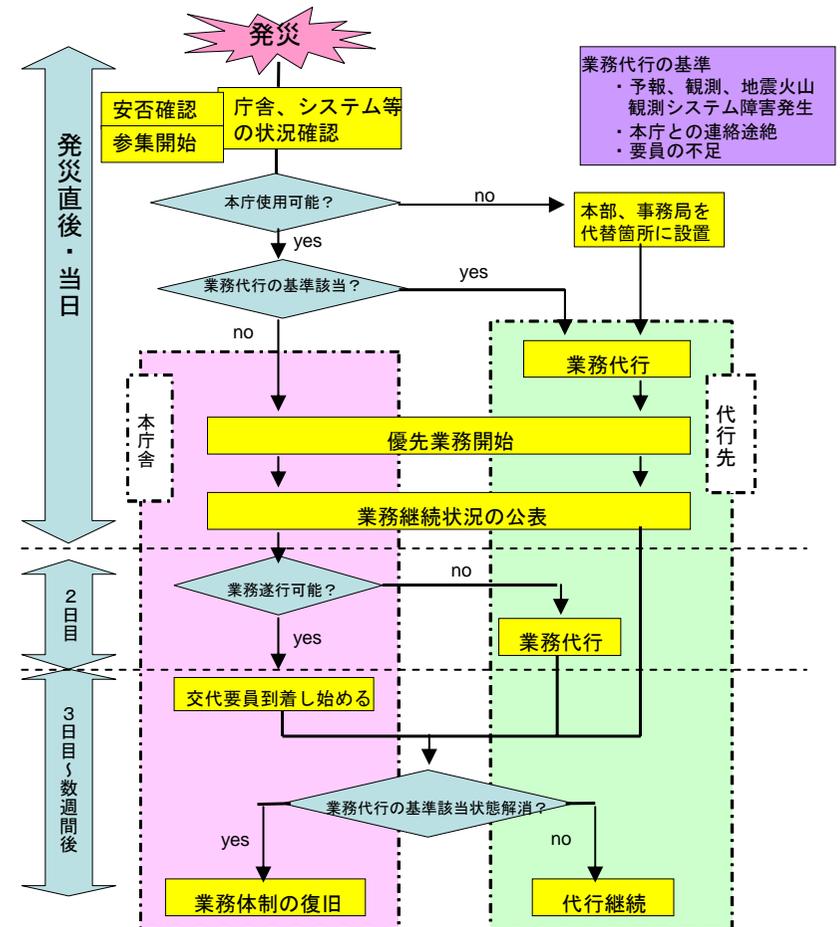
○想定参集状況

- ・気象庁本庁から20kmの範囲に居住する職員のうち、40%が参集可能と仮定し検討を実施。
- ・検討の結果、2日間で約100人程度が参集可能と推定。

○業務継続のための基盤



○業務継続の全体シナリオ



○被害想定と対応

項目	被害想定と対応
庁舎	庁舎自体には大きな損傷なし。ただし、庁舎使用不可も想定。→業務代行
電力	復旧想定日数: 2日 →非常用発電機稼働
電話	復旧想定日数: 7~10日 →災害時優先電話、中防電話等活用
基盤通信網、インターネット	通信機能障害発生は想定されない。ただし、敷地内通信線管路の断裂の可能性あり。→業務代行
上・下水道	復旧想定日数: 3日 →貯水タンク等による対応

気象庁本庁業務継続計画（概要）

(2/2)

○優先業務

災害応急対策業務

復旧目標時間	気象・地震情報等の作成・発信	情報基盤の管理	庁内外との対応	庁舎設備等
1時間	・津波警報、地震、津波情報、気象予報・警報等発表	・地震活動等総合監視システム、気象情報通信システム等の緊急点検	・安否確認、参集、気象庁災害対策本部設置 ・政府緊急(非常)災对本部対応	・電気、水道等各種施設点検
3時間	・航空気象業務の実施状況把握	・観測船等の運用・管理		
12時間		・観測網緊急点検(強震域の地震計、震度計)	・地震調査研究推進本部(地震調査委員会含む)対応	
1日間	・地震機動観測班等現地支援班の派遣			

一般優先業務

復旧目標時間	気象情報等の作成・発信	情報基盤の管理	庁内外との対応	庁内事務、設備等
1時間	・地震活動等監視(首都直下地震以外)、火山活動監視 ・気象予報・警報、津波警報及び地震津波情報(首都直下地震以外)、噴火警報等発表	・火山活動監視システム等の緊急点検	・本BCPが想定している災害以外の緊急事態(自然災害以外の災害を含む)に対する危機管理業務	
3時間	・気象レーダー、アメダス(地上)等各種観測の実施、成果の配信等 ・高潮の予測(台風接近時)	・気象レーダー、アメダス(地上)等の運用監視等 ・スーパーコンピュータの維持・運用管理	・潮汐・波浪観測におけるデータの収集・配信 ・気象業務に係る国際協力業務	
6時間	・気象資料提供システムの運用監視等	・航空気象観測施設・システムの維持・管理		
12時間	・航空気象監視・予報 ・報道機関への気象資料の提供と解説業務、部外問い合わせ対応	・火山活動監視システム等の維持運用・管理		・行政情報ネット、本庁データ収集・提供サーバ群の整備・管理およびセキュリティ管理
1日間	・波浪の解析、予測	・地震活動等総合監視システム等の維持・運用管理業務		・物品及び役務等の調達等 ・各種事務システムの管理
1週間	・数値予報データの品質管理		・予報業務、無線通信による発表の許可、気象予報士の登録等	

○被害軽減のための事前準備

- 1 庁舎・設備・備蓄
 - 庁舎等の対策に関する事項
 - ・庁舎の被害状況調査・入館可否判断のための点検体制の構築を行う。
 - 食糧、救護物資等の平時の備蓄に関する事項
 - ・消費期限、使用期限に留意しつつ、必要量の非常食糧、医薬品等を確保。
- 2 情報・通信システム
 - ・平時から、障害対応の分析、検討、対策の見直しを行う。
- 3 各種システムのバックアップ対策
 - ・各部は、非常時優先業務の業務継続に必要なデータ・記録等を保護。

○執務環境の確保

1. 庁舎・設備・備蓄
 - ・火災発生の有無、庁舎内及び構内の被災状況を確認。
 - ・停電時には、非常用発電機が自動起動。(3日間連続運転可能)
 - ・トイレ等の使用の禁止措置
 - ・速やかに空調設備機器を点検、運転再開。
 - ・エレベータについて業者による点検、運転を再開。
 - ・非常食糧、飲料水は、300名、3日分を備蓄。
- 2 情報・通信システム
 - ・情報・通信システムの稼動状況を速やかに把握。
 - ・障害時は、衛星携帯電話、中央防災行政無線を使用。
- 3 職員の安全確保
 - ・救護所を設置し、診療所看護師等により応急手当。
- 4 帰宅困難者への対応
 - ・応急手当の上、帰宅困難者支援場所への案内等を実施。

○本庁使用不能時の対応

- 1 災害対策本部機能の代行
 - ・発災時に本庁使用の可否について判断。
 - ・使用不可能の場合は、大手町、霞ヶ関周辺に本部機能の代替の場所を確保。
2. 各業務の代行
 - ・予報業務、観測業務、地震津波監視業務等について所要の手続きを経てそれぞれ地方官署等で代行。

○教育、訓練及び計画の見直し

- 1 訓練
 - ・徒歩参集訓練、業務代行訓練等訓練を実施。
- 2 教育
 - ・各種のセミナー、講演会等を実施。
- 3 計画見直し
 - ・内容の不断の見直しを実施し、計画を更新。